

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」について

九州地方知事会では、政府・民主党の「国の出先機関の原則廃止」の方針に呼応し、平成22年10月、国出先機関の事務、権限、人員、財源等を「丸ごと」受け入れるための「九州広域行政機構（仮称）」の構想を提案した。

以来、地方の立場から主体的に制度設計に参画し、真摯に国との協議を重ねてきた結果、昨日、九州の主張を多く採り入れた形の法案が閣議決定された。ここに至る野田内閣総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、関係者の尽力に敬意を表したい。

このたびの衆議院の解散により、法案成立の見込みは立っていないが、この法案は内容の面でも、作成の手続きの面でも、今後の国と地方のあり方に関する制度を構築する際の礎になるものと考えている。

今後、今回の法案を土台として、国が責任をもって、国の出先機関改革の方針を示し、強力な政治的リーダーシップの下で、その実現に向けて取り組んでいただきたい。

これまで九州地方知事会は、九州広域行政機構（仮称）の設置に向け、九州各県議会議長会と連携するとともに、基礎自治体との意思疎通を図り、さらには、経済団体との情報交換を行ってきた。今後も、これまでの活動成果を活かしながら、地域主権改革、地方分権改革の松明を絶やさず、九州が一体となって発展し、住民福祉を向上させるための取組を進めてまいりたい。

平成24年11月16日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞